

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 19 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 23 年 2 月 1 日付けの東建三総第 24 号による行政文書部分開示決定通知書によって明らかになった「平成 18 年 7 月 18 日に県庁砂防室で協議が交わされた詳細な内容が記載された復命書」（以下「本件復命書」という。）の内容に基づき、尾道市山波町にある砂防指定地内河川「浜田川」に設置されたボックスカルバート部及び床版部に関する、①広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年広島県条例第 47 号。以下「管理条例」という。）第 6 条において準用する第 3 条の「砂防設備以外の施設又は工作物の設置、改造又は除却をする場合の協議」、②管理条例第 18 条第 1 項に基づく「必要な施設の設置、原状回復命令」及び③管理条例第 21 条に基づく「罰則規定の適用」の各項目について、それを実施した事実関係を記載した文書、あるいは実施しなかった場合にはその理由と法的根拠が記載されている文書（以下これらを「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 8 月 2 日付け東建三管第 478 号で異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 23 年 8 月 22 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による全部改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとお

りである。

本件処分は、本件請求文書の全てを「作成又は取得していない」という不当な理由をもって隠匿したものである。本件請求文書に記載されている事実は、自らの組織にとっては都合の悪い内容であることから組織的に情報を隠匿したものであり、当該裁量権の濫用は決して容認できるものではない。本件請求文書は、広島県内の担当部署が当然に作成又は取得しているものであり、行政上の監督官庁の責務として当然に保有していると思料されることから、本来は正当に開示すべき本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

今回の事案については、管理条例第6条に定められた協議の不履行である。

また、ボックス、床板の形態から許可できない事案であり、尾道市の責任において地元説明を含む対応を検討することとしたため、管理条例第18条第1項及び第21条に基づく行政指導は行っておらず、具体的な内容を記載した文書は存在しない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件処分の妥当性について

当審査会において本件復命書を見分したところ、本件復命書は、尾道市による砂防指定地内河川浜田川の縦断占用等(以下「本件縦断占用等」という。)の取扱いについて、実施機関の尾三地域事務所建設局の職員と土木部土木整備局砂防室の職員が協議したことを、その内容とするものであった。そして、本件請求文書は、本件縦断占用等に関して、実施機関による管理条例の関係規定の適用に関する文書として請求されたものである。

実施機関に確認したところ、本件縦断占用等については、尾道市から管理条例第3条第1項及び第4条第1項の許可に係る第6条の協議がなされておらず、管理条例第18条第1項及び第21条の適用も考えられるところであったが、個別の事案に即した検証を行い、実施機関内部で協議した結果、管理条例第18条第1項及び第21条の適用は行わず、尾道市の責任において地元説明を含む対応を検討するよう、同市に対して口頭による指導を行うこととしたとのことであった。

このような実施機関の説明については、多少疑問が残る部分はあるが、本件請求文書の存在をうかがわせる具体的な事情を認めることもできないため、本件請求文書が不存在であること自体は、不自然とまではいえない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

##### 2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23. 9. 12	・ 諮問を受けた。
平成30. 11. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成30. 12. 18	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成31. 1. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2. 11. 20 (令和 2年度第 7回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2. 12. 18 (令和 2年度第 8回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 1. 22 (令和 2年度第 9回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授